



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.28-7 2017.8.3

経営革新サマーセミナーのお知らせ

前号でもお知らせしました通り、「経営革新サマーセミナー」を下記の通り開催いたします。

第1部は医師 麻植ホルム正之様を外部講師としてお招きし、「健康経営 ~従業員と会社の健康~」と題し、ご講演いただきます。健康から経営を考える、職場環境の改善だけでは成しえない従業員のメンタルヘルスマネジメントのお話や、健康診断から始める従業員の「リアルな健康づくり」と「ストレスレス職場」を目指した生産性と人材定着率の高い職場づくりについてお話しいただきます。

第2部は社会保険労務士法人柳澤会計の野口より「人手不足時代で勝ち抜く働き方改革」と「最新助成金」について、また税理士法人柳澤会計の橋本より「待ったなし！中小企業の人手不足対応」について講演いたします。

また、セミナー終了後に納涼会を行います。セミナーと併せてたくさんの方のご参加を心よりお待ちしております。詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

経営革新サマーセミナー 開催概要

日時: 2017年8月30日(水) 15:00~17:40

場所: 茅野市民館2Fコンサートホール

第1部 『健康経営 ~従業員と会社の健康~』

医師 麻植ホルム正之氏

第2部 『人手不足時代で勝ち抜く働き方改革』『最新助成金』

社労士法人 柳澤会計 代表・特定社労士 野口栄治

『待ったなし！中小企業の人手不足対応』

税理士法人 柳澤会計 チームリーダー 橋本健治



麻植ホルム正之氏

夏季休暇のお知らせ

暑中お見舞い
申し上げます

平素は、格別のお引立てを賜り感謝申し上げます。

職員一同、皆様のお役に立てますよう引き続き精進して参ります。お困りのこと等ございましたら、お気軽にご相談下さい。

さて誠に勝手ながら本年度の夏季休暇を下の通り実施させていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【夏季休暇】8月13日(日)~16日(水)



民事信託 “想い”が届く資産承継の仕組み ～なぜ今、民事信託が注目されているのか？～

「信託」と聞くと、投資信託を連想され投資や資産運用のイメージを抱く方が多いようですが、今号より連載する「民事信託（家族信託とも呼ばれます）」は、投資信託とは全く別物です。

信託法そのものは大正11年に施行されましたが、これまで実質的な改正がほとんどありませんでした。平成18年に信託法が大改正され、誰でも「民事信託」を活用できるようになり、ここ数年で急速に注目を浴びてきています。信託とは、言葉の通り財産を信じて託すことをいいます。言い換えるとあなたの財産を信頼できる人に預けて、預ける目的に従って管理してもらうことを言います。信託は民事信託と商事信託とに区分されますが、民事信託とは、一言でいうと営利を目的としない信託です。

民事信託の活用例・注目されている理由？

<認知症の増加が深刻な現代の日本>

超高齢化社会が進展する日本。65歳以上の高齢者人口は約3,200万人に達し、人口の4分の1を超えています。中でも認知症の患者数は460万人とも言われ、この状況はさらに進み2025年には約700万人になると見込まれています。認知症に備え各種対策をしなければいけない時代になっています。

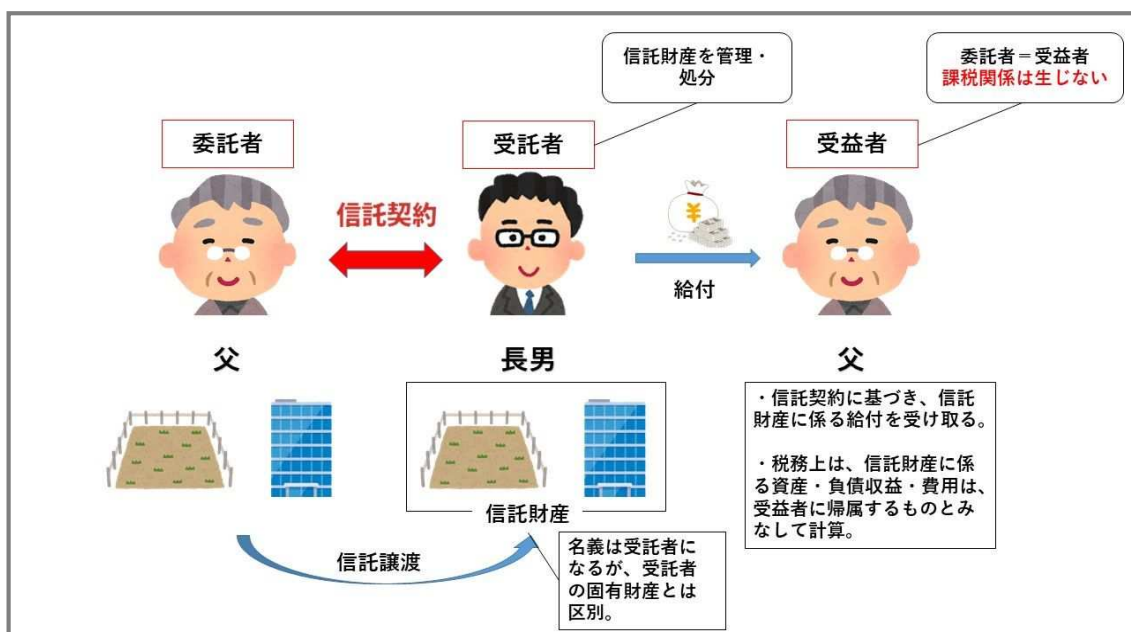
成年後見制度の問題点

認知症を発症し判断能力がなくなると法律行為が出来なくなりますので、成年後見制度を利用し、家庭裁判所が選任した成年後見人が法律行為を代行することになります。

しかし、成年後見制度はあくまで成年被後見人(認知症を発症した人)の財産を保護することが目的なので、成年被後見人の利益となることしかできません。このため、成年後見制度では、相続対策(相続人の利益)のために賃貸アパートを建設するといったことや不動産の売却、大規模修繕、資産運用といった成年被後見人の財産を減らすリスクがある行為は、原則として行うことができません。

民事信託の活用

財産をもつ人(委託者)が認知症を発症する前に信頼のできる家族や知人(受託者)と信託契約を締結すると、認知症になった後も、受託者が法律行為の代行をすることが可能になり財産管理を継続することができるので、成年後見制度ではできなかった認知症発症後の相続対策や資産運用を行うことが可能となります。



(山崎泰史)

Q 税の制度をうまく使うと税金が安くなる？ (税額控除)

政府が促進したい特定の政策について、税制措置で税金を優遇する制度があります。ここで良く使われるものに「税額控除」と「特別償却」という制度があります。

1. 税額控除とは？

「税額控除」とは、利益の額から算出された税額から特定の金額を差し引く制度です。

利益（課税所得金額）× 税率 = 税額

税額 - 税額控除額 = 確定税額



計算例 課税所得金額 500 万円 × 税率 25% = 税額 125 万円
 税額 125 万円 - 税額控除額 25 万円 = 確定税額 100 万円 **税金が 25 万円安くなった！**

2. 税額控除の例

税額控除の制度には様々なものがありますので、代表的なものをご紹介します。

- ・設備投資をすると税額控除！（投資の活性化）
 中小企業等投資促進税制、生産性向上設備投資促進税制、環境関連投資促進税制等
- ・試験研究をすると税額控除！（企業のイノベーション促進）
 研究開発税制
- ・従業員給与等を増加すると税額控除！（個人所得の拡大）
 所得拡大税制



Q 税の制度をうまく使うと税金が安くなる？ (特別償却)

1. 特別償却とは？

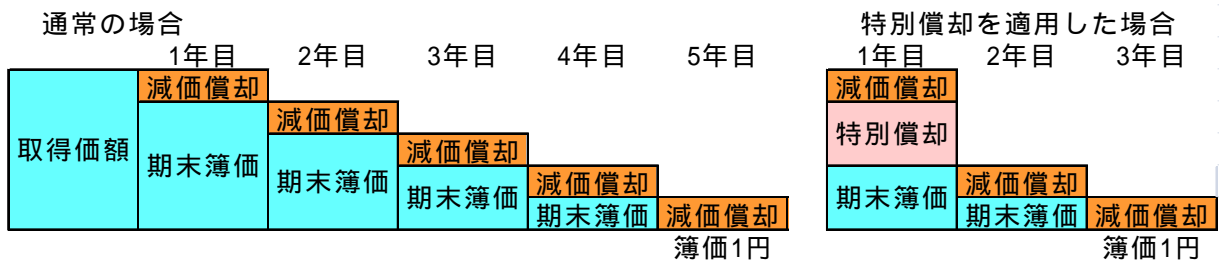
「特別償却」とは、通常の減価償却費とは別に、前倒して償却費を計上することで、資産の取得価額に一定割合を乗じた金額を特別償却費として計上し、利益を減額することができます。

2. 特別償却の例

- ・中小企業等投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合）
 - ・生産性向上設備投資促進税制（生産性向上設備等を取得した場合）
 - ・環境関連投資促進税制（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合）
- 税額控除と特別償却が適用可能な税制は、どちらか一方を選択して適用します。



3. 特別償却は、減価償却の前倒しです。



減価償却及び特別償却は、最終的に「費用にできる金額 = 取得価額」となるため、特別償却を適用した場合、費用を前倒して計上できることとなります。そのため、税額控除と特別償却のどちらかを選択して適用する税制の場合は、長い目でみると、減価償却とは別に税金を優遇してくれる「税額控除」がお得です。

平成 29 年分 路線価 が発表されました

全国路線価 平均で2年連続上昇

路線価は主な道路に面した土地の1㎡あたりの評価額を国税庁が1月1日の時点で算定したもので、相続税や贈与税の計算の基準になるものです。最高額は東京・銀座の文具店「鳩居堂」前の1㎡当たり4,032万円で、バブル期を上回る最高額を更新しました。住宅地が底堅く推移する一方、外国人観光客の増加の影響等から主要商業地は上昇傾向にあります。大都市圏を中心に13都道府県で上昇し、2県は横ばい、32県が下落しました。大都市圏と地方の二極化傾向が依然続いています。



県内路線価 22年連続下落

区 分	路線価所在地		
	茅野市塚原市役所前	諏訪市上諏訪駅前	岡谷市岡谷駅前
ピーク時	¥215,000 93年 H5	¥390,000 92年 H4	¥175,000 94年 H6
14年 H26	¥50,000	¥61,000	¥50,000
15年 H27	¥48,000	¥60,000	¥48,000
16年 H28	¥47,000	¥58,000	¥48,000
17年 H29	¥46,000	¥58,000	¥47,000
前年比	2.1%	0.0%	2.1%
ピーク比	78.1%	85.1%	72.6%

長野県内の路線価は、22年連続で下落という結果となりました。県内の最高額は長野市の長野駅前通りで、1㎡当たり28万5千円です。県内平均としては前年から0.8%の下落で、景気回復を背景に下落率は縮小しました。

諏訪圏の最高額は再開発が進む JR 上諏訪駅東口周辺で1㎡当たり5万8千円でした。前年同額であり、下げ止まり傾向となっています。

なお平成29年分より、県内では駒ヶ根市、辰野町、小諸市、小布施町、坂城町に路線価が付されなくなり、倍率方式による評価方法へ変更となっています。（北原隆幸）

職員コラム ～ 息子 ～

宮坂 澄子

4月に息子が一人暮らしを始めました。いなくなって感じることは親が子供に与える影響は大きいものですが、子供が親に与える影響も大きいものなということです。

10年前、息子たちがサッカーを始めました。それまで有名選手だけしか興味がなかった私も息子の応援をしているうちにルールもわかり、松本山雅を一緒に見に行くようになりました。今年も松本山雅の試合につきあってもらい応援しました。残念なことに、毎回につきあってもらえなくなりました。高校生になり、息子たちがテニスを始めました。子供と一緒に錦織圭選手の試合をテレビ観戦するようになりました。

息子の友達が高校野球で頑張っていれば、一緒に高校野球を見て応援するようになりました。今年も長野県大会を一緒に見て応援しました。夏の甲子園も一緒に楽しみたいと思います。

早稲田実業の清宮選手が高校通算本塁打歴代1位の記録のニュースも息子と見ました。息子の友達がバスケットで活躍すれば、バスケットの試合も見ようになりました。今年はBリーグを楽しみました。

今、気になる選手は、アルバルク東京のザックバランスキー選手と琉球ゴールデンキングスの津山尚大選手です。先日、東海高校にザックが来ました。わくわくどきどきしながら見に行ってきました。息子たちと見ることはできませんでしたが、LINEで、一緒に楽しむことができました。私がこんなにもスポーツ観戦を楽しむことができるのは、息子たちの影響だとつくづく感じます。息子たちと一緒に楽しめるのもあと1～2年かな・・・と思うととてもさみしいですが、息子たちが親離れするもう少しの間、いろいろな刺激を受けたいと思います。

